

登録基幹技能者
各位

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

建設キャリアアップシステムにおける「ゴールドカード」の発行について

※登録基幹技能者の有資格者で、建設キャリアアップシステムへの登録をしていない方、または、登録はしたが登録基幹技能者資格を登録していない方は、必ずお読み下さい。(裏面もご覧ください。)
なお、既にゴールドカードをお持ちの方、または、登録後に登録基幹技能者資格の登録をお済ませの方は、お読みいただく必要ございません。

これまで、建設キャリアアップシステムに登録いただいた登録基幹技能者には「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードを発行してきました。また、技能者情報の変更申請時に、登録基幹技能者の有資格情報を本システムに登録された方には「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードを再発行^{*1}してまいりました。

本財団において登録基幹技能者による新規登録及び変更申請に基づき「ゴールド」の建設キャリアアップカードを交付するのは、能力評価制度が実施されるまでの間、特例的に行われてきた措置であり、本年度末をもって終了いたします。(なお、本財団において「ゴールド」カードの交付を受けた登録基幹技能者については、能力評価制度においてレベル4の評価を受けたものとして扱われます^{*2}。)

次年度以降は、能力評価制度の実施に伴い、登録基幹技能者であっても、新規登録時に発行されるカードは「白(レベル1)」となります。ゴールドカードの交付を受けるには、建設キャリアアップシステムに登録いただいた後、レベル判定システム等により、別途、評価申請の手続き(有料)を行って頂く必要があります。

ついては、登録基幹技能者の資格をお持ちで、「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードの交付をご希望の方は、本年度中に登録(変更)申請を済まされるようお勧めいたします。

また、本財団において平成29年1月～3月、登録基幹技能者を対象に実施した「登録基幹技能者特別講習」修了者についても、登録時にゴールドカードが発行されるのは、今年度中に申請された場合となりますので、まだ登録申請をしていない方は、本年度中に登録申請を済まされるようお勧めいたします。なお、次年度以降も同講習終了者の無料登録は継続しますが、通常のカード(白)の発行になりますので、ご注意下さい。

同講習修了者には、専用の申請用紙と払込票に代わる登録票を発送しており、これを払込票欄に貼付して申請することにより、「建設キャリアアップシステム」に無料で登録できます。

なお、インターネット申請は、当方のホームページ(<https://www.ccus.jp/>)からのお手続きになりますが、3月末が近づくにつれ、申請数も増加し、回線が繋がりにくくなる恐れがございますので、早めにご申請下さいますよう、お願い申し上げます。

^{*1} 技能者情報の変更申請時、ゴールドカードへの変更にはカード再発行手数料(税込み1,000円)を頂いております。

^{*2} 登録基幹技能者講習実施機関あて国交省通知(令和2年1月22日)

※ 建設技能者の能力評価制度について(国土交通省)

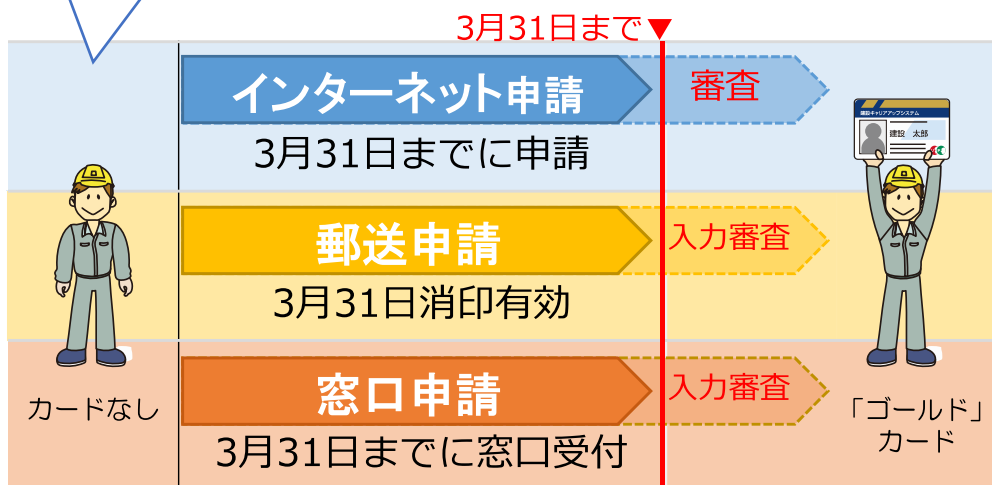
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

※ 本件に関するお問い合わせ：建設キャリアアップシステムお問い合わせセンター

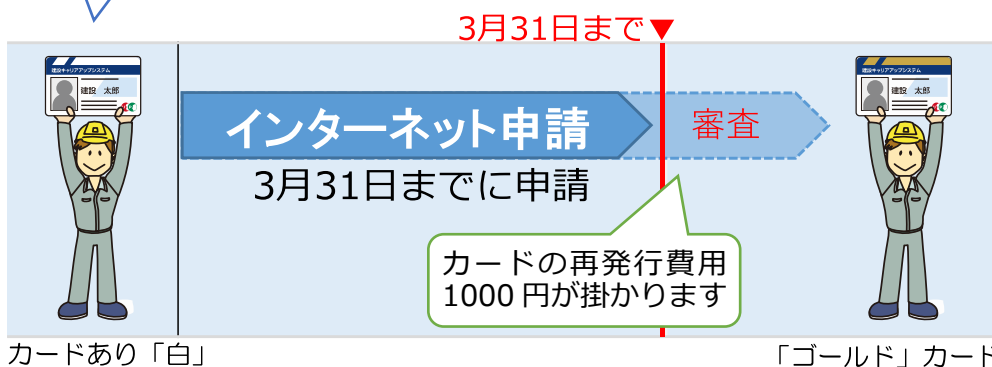
TEL:03-6386-3725(平日9:00-17:00)電話が繋がらない場合は、メールでお問い合わせ下さい。

mail:otoiwase@mail.ccus.jp

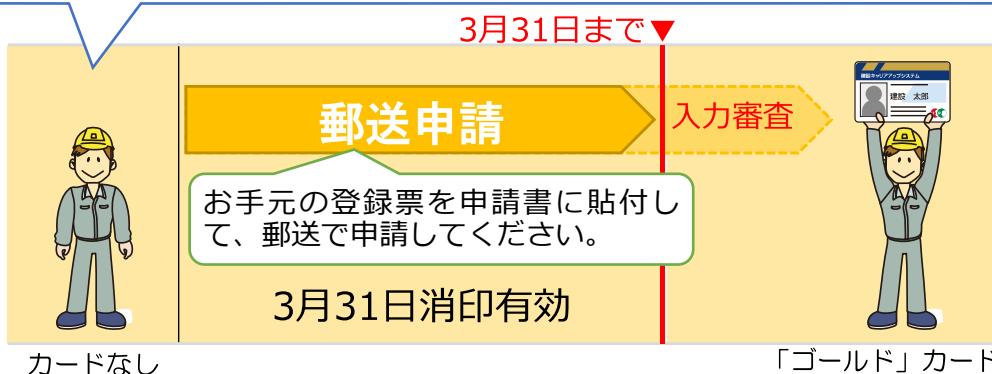
登録基幹技能者で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、3月31日までに**新規登録申請**頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。



建設キャリアアップシステムに登録しているが、登録基幹技能者の登録をしていない方は、3月31日までに**変更申請**をして頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。



登録基幹技能者対象の**特別講習修了者**で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、3月31日までに登録申請頂ければ、ゴールドのカードを**無料**で発行できます。



登録基幹技能者講習合格者で、登録基幹技能者講習修了証が未交付(未受領)の方へ

令和2年3月末までに登録基幹技能者講習修了証の写しを添付しての登録申請が間に合わない場合、以下の手順に従って、3月末までに登録申請していただければ、登録基幹技能者として3月末までに登録申請したものとし、審査完了後、ゴールドカードを発行します。

ただし、申請手続き上、いったん書類不足の不備となります。カードの発行は、登録基幹技能者講習修了証の交付を受け、登録基幹技能者講習修了証の写しを提出し、審査が完了した後になります。いったん白カードを発行する等の対応は出来ませんので、ご注意ください。

3月末までに「講習実施機関が発行する登録基幹技能者講習の合格を証する書類(写)」を添付して登録申請(当該書類については、各講習実施機関にお問い合わせ下さい)

審査不備となります(「登録基幹技能者講習修了証(写)」が添付されていないため)

書面申請の場合
申請書類が、不備の内容を記載した書類とともにいったん戻されます。

インターネット申請の場合
不備の内容を記載したメールが届きます。

講習実施団体から「登録基幹技能者講習修了証」を受領

書面申請の場合
「登録基幹技能者講習修了証(写)」を添付、「修了年月日、有効期限年月日」を記載して再申請(不備解消)

インターネット申請の場合
「登録基幹技能者講習修了証(写)」を登録して再申請(不備解消)

「ゴールドカード」を受領(4月以降)

○インターネット申請の場合、「修了年月日」、「有効期限年月日」欄が未入力では申請できません。「登録基幹技能者講習の合格を証する書類」に「修了年月日」、「有効期限年月日」の記載がない場合、講習実施機関にお問い合わせの上、年月日を入力して下さい。

○「登録基幹技能者講習の合格を証する書類」の写しの添付により、「登録基幹技能者講習修了証(写)」の添付が不要になるわけではございません。ゴールドカードの発行は、「登録基幹技能者講習修了証(写)」が添付(不備解消)され、審査が完了した後になります。